

習志野市教育委員会会議録
(令和6年第10回定例会)

1 期 日	令和6年10月23日(水)		
	市庁舎3階大会議室		
	開会時刻	午後1時30分	
	閉会時刻	午後3時30分	
2 出席委員	教 育 長	小 熊 隆	
	委 員	古 本 敬 明	
	委 員	赤 澤 智 津 子	
	委 員	高 橋 浩 之	
	委 員	馬 場 祐 美	
3 出席職員	学校教育部長	島 本 博 幸	
	生涯学習部長	府 馬 一 雄	
	学校教育部参事	佐々木 博 文	
	学校教育部次長	野 村 健 一	
	生涯学習部次長	芹 澤 佐 知 子	
	学校教育部副参事	相 澤 慶 一	
	学校教育部・生涯学習部副技監	塩 川 潔	
	教育総務課長	早 川 誠 貴	
	学務課長	寺 嶋 耕 一	
	保健体育安全課長(青少年センター所長)	荻 原 洋	
	指導課長	利根川 賢	
	総合教育センター所長	江 住 敏 也	
	学校給食センター所長	石 垣 延 幸	
	社会教育課長	越 川 智 子	
	生涯スポーツ課長	忍 貴 弘	
	中央公民館長	伊 東 尚 志	
	中央図書館長	岡 野 重 吾	
	学校教育部主幹	西 郡 隆 司	
	学校教育部主幹	伊 坂 尚 子	
	学校教育部主幹	藤 代 薫	
	学校教育部主幹	松 岡 隆 志	
	学校教育部主幹(習志野高等学校事務長)	小久保 範 彰	
	学校教育部主幹	水 嶋 りえ子	
	学校教育部主幹	奥 山 昭 子	
	学校教育部主幹	志 摩 豊	
	学校教育部主幹	新 井 理 香	
	学校教育部主幹	松 田 裕 美	
	生涯学習部主幹	勇 依 子	
	保健体育安全課主任指導主事	黒 田 みのり	

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和6年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について
【工事請負契約の締結について(大久保小学校屋内運動場改築他工事(建築工事))】
- (3) 臨時代理の報告について
【財産の取得について(小学校教師用指導書)】
- (4) 習志野市学びの多様化学校の概要と開室に向けたスケジュールについて

第3 議決事項

- 議案第29号 令和6年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第30号 習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第32号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第33号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第34号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 今後の水泳授業及びプール設置の在り方について
- 協議第2号 (仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)について
- 協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第29号、議案第30号及び議案第34号を非公開とし、議案第29号及び議案第30号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、議案第31号ないし議案第33号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和6年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和6年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

古本委員

私の医院に通院している、不登校の子の保護者の方に、親に対する支援や会合などがあるということを知っているか聞いたところ、そういったことは知らないとのことで、ぜひ参加したいとのことだった。その方は子どもの今後のことで悩まれており、非常に孤立感が強い。不登校の子の保護者に対する支援や会合などについて周知をしていると思うが、伝わっていないという事実があるので、もう少し努力をした方が良いのではないかと質問

利根川指導課長

不登校の子の保護者に対しての情報提供についてお答えする。不登校の子の保護者が、まずは学校とつながっていただき、その中で、子どもの状況に応じて、様々な機会につなげていくということを学校の方で行っている。例えば、総合教育センターで行っているフレンドあいあいでは、不登校の子の保護者を集めて交流会などを行っている。今後はこういったことも学校の先生方に理解していただき、学校の方でしっかりと周知できるようにしていきたいと考えている、と回答

古本委員

とても良い取り組みをしているので、必要としている方に、そういった情報をより詳しく参加しやすい形で周知していただきたい、と要望

小熊教育長

古本委員からの周知が足りないという意見に関連して質問する。フレンドあいあいや、あいあい広場の周知について補足して説明していただきたい、と質問

江住総合教育センター所長

総合教育センターで行っている教育相談業務に関する相談窓口の周知については、年度初めに、全家庭にパンフレットを配布している。さらに、「tetoru」という連絡ツールを用いて、公民館等で保護者同士の交流会や個別相談を行う、あいあい広場の案内を行っている。このあいあい広場は昨年度から実施している取り組みだが、今年度は5回の開催を予定しており、昨日は袖ヶ浦体育館の隣にある、暁風館という場所を使い開催したところである。また、8月に開催したセミナーについても、「tetoru」で配信を行った。まだまだ周知徹底が図れていない部分があるが、学校と連携をして周知に努めていく、と回答

小熊教育長

年度初めに相談窓口に関するパンフレットを配布しているということだが、例えば、不登校となってしまうのは年度初めとは限らない。そういった情報が、必要になったときにわからなければ、開催されていても、行くことができないという問題があると思うが、どのように対応しているのか補足して説明していただきたい、と質問

江住総合教育センター所長

学校との連携が重要になってくることから、学校の方から総合教育センターの事業を紹介していただくことが多くある。また、総合教育センターからもホームページ等で、情報発信していく必要があるので、今後、力を入れていく、と回答

小熊教育長

今の回答では納得できない。やはり学校の先生方が、説明にあったような支援の場につなげるという認識を高めていくために、具体的な取り組みをしなければならないと思うがいかがか、と質問

野村学校教育部次長

各小中学校に教育相談部会が設置されている。中学校ではコマの中に設定していたり、小学校では放課後に設定したりしている。その中で、不登校の児童生徒一人ひとりに対してどのような対応をしていくのかを話し合っており、その内容は必ず担任に伝えている。教育相談部会で話し合われた具体的な方策をとりながら、担任から不登校の児童生徒、保護者へ連絡している、と回答

小熊教育長

いろいろな意見や説明があったとおり、いつどこで、不登校になってしまうかわからないので、その都度、教育委員会から学校へ、そして各家庭へ支援の取り組みをしっかりとしていかなければならないことを確認しておきたい、と発言

馬場委員

「tetoru」について具体的に教えていただきたい。子どもが持っているタブレットをとおして、連絡をするものなのか、と質問

江住総合教育センター所長

昨年度までは「さくら連絡網」という連絡手段を学校と保護者の間で使っていたが、今年度からは「tetoru」という新しいアプリを使うようになった。保護者のスマートフォンなどにインストールをしていただくもので、教育委員会から保護者へ、このアプリをとおして連絡することができるため、あいあい広場などの開催の情報をお知らせすることが可能である、と回答

馬場委員

全員がアプリをインストールしていないと連絡が漏れてしまうと思うが、インストール率はいかほどか、と質問

江住総合教育センター所長

スマートフォン等を利用していない家庭もあるため、全員がインストールしているわけではない。そのため、学校からプリントを配布して周知している、と回答

馬場委員

不登校の児童生徒の保護者にはプリントが届きにくいと思われるため、アプリをインストールしていなかった場合には、情報が確実に届くように徹底をしていただきたい、と要望

小熊教育長

「tetoru」のインストール率はいかほどか、と質問

江住総合教育センター所長

確認し、後程お答えする、と回答

古本委員

学校の先生たちは不登校の児童生徒に対して非常に努力をしていると思うが、やはりデータにあるように、不登校の児童生徒の数は多いと感じる。年度初めのパンフレットの配布の他には、「tetoru」での連絡だけなのか。「tetoru」での連絡は他にもたくさん送られてくると思うが、そうすると他の連絡に埋もれてしまうと思う。または児童生徒が不登校になったときにもパンフレットなどで、こういった支援があるということなどを教えているのか、と質問

利根川指導課長

年度初めから不登校となる児童生徒もいれば、年度の中で、だんだんと欠席が増え不登校となる児童生徒もいる。学校では早期対応として、欠席した場合は家庭訪問を行い、その中でプリント等の配布物を保護者の方にお渡ししている。さらに学習面も心配な部分があるので、学習の課題を併せてお渡ししている。また、家庭訪問の中で、児童生徒の様子はどうか、どのようなことを言っているのか、ということを確認し、情報共有している、と回答

古本委員

家庭訪問の際に、その都度、フレンドあいあいや、あいあい広場の開催案内などを行っているのか、と質問

利根川指導課長

学校から配布物を保護者に渡す際に、パンフレットなどについても一緒に配布すること、また、様々な支援について広く周知できるように、現在は校長を中心にそういった話をしているが、今後は現場の先生たちにも届くように、周知の方法を検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

開催の案内をするだけでは保護者は戸惑ってしまうと思う。1人で抱え込んで悩まないように、保護者に対して交流会への参加について声掛けをしていただきたい、と要望

馬場委員

今はタブレットがあるので、プリント等の枚数は減っていると思うが、年度初めはとて多くのプリントや提出書類などが配布される記憶がある。その中に、パンフレット等があると埋もれてしまうと思うので、古本委員からもあったように、保護者に向けた対応は、その都度必要である。年度初めに配布することも重要だが、それ以外の方法も検討していただきたいと思うがいかがか、と質問

江住総合教育センター所長

年度初めに配布するだけで十分とは考えていない。例えば、タブレットでその資料をいつでも閲覧できる状態にしておくなどの方法も考えられるので、そういった環境を作っていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(大久保小学校屋内運動場改築他工事(建築工事))】
(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(大久保小学校屋内運動場改築他工事(建築工事))】」について、説明する。本件は、大久保小学校屋内運動場改築他工事(建築工事)に係る工事請負契約の締結を、市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。契約の概要についてである。2、契約の方法としては、公正性、競争性を確保するため、電子入札による制限付き一般競争入札を実施した。その入札の結果、3、契約金額及び4、契約の相手方に記載のあるとおり、市原市に本社がある、進和建設株式会社が落札し、17億6,088万円で契約を締結したものである。なお、工事期間については、契約日である令和6年9月27日の翌日から令和9年3月26日までである。7、工事概要としては、既存の校舎と体育館を解体して新たな体育館を建設する他、グラウンドの整備、道路拡幅などの整備を行うものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 臨時代理の報告について【財産の取得について(小学校教師用指導書)】
(指導課)

利根川指導課長

報告事項(3)「臨時代理の報告について【財産の取得について(小学校教師用指導書)】」について、説明する。本件は、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。こちらは、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例」第3条に規定する予定価格2千万円以上の不動産又は動産の買入に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに小学校教師用指導書を取得していたことが判明したものである。本件は、他の自治体で同様の事例が相次いでいたことを受け、調査したところ、明らかになったものである。原因としては、デジタル教科書の導入が進み単価が上昇したことや、担当部署において、2千万円以上の財産の取得は、事前に議決を経る必要があることの認識が不足していたことが考えられる。再発防止策については、議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について、予算編成段階において該当する事案を把握できるよう、複数の担当で確認していく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 習志野市学びの多様化学校の概要と開室に向けたスケジュールについて
(指導課)

利根川指導課長

報告事項(4)「習志野市学びの多様化学校の概要と開室に向けたスケジュールについて」、説

明する。教育委員の皆様には、この習志野市学びの多様化学校の準備段階について説明させていただいているが、その後、様々な市町村への見学や調査等を進め、設置場所、学校種などが決まり、文部科学省と協議を進めていくことになったため報告するものである。なお、現在は文部科学省と協議をしている段階であり、設置の認可を受けたわけではないが、認可を受けてから準備を始めるのでは、開室が遅れてしまうので、同時進行しているところである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1、設置する場所については、習志野市立第三中学校の一部の教室を活用し、習志野市立袖ヶ浦西小学校の分教室として、小学校の学びの多様化学校を設置する。2、校名については、現在は仮称だが、習志野市学びの多様化学校(習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室)となっている。校名については決定次第、報告させていただく。3、対象となる児童については、資料にある4点を考えている。1点目は、本人・保護者が入室を希望していること、2点目は、市内在住で、文部科学省の不登校の定義に該当する児童、またはそれに準じる状態にある児童、3点目は、市教育支援センター(フレンドあいあい)などで、学習する意欲が見られること、また、継続的に学びの多様化学校で学習することが見込まれること、4点目は、市内全域を学区としているので、保護者の責任のもと、安全な登下校が可能なことである。4、想定する児童数については、令和7年4月1日時点で小学校2年生から小学校6年生までの各学年5名程度、最大25名程度を想定している。5、特別な教育課程の概要については、現在、文部科学省と協議をしている段階なので、確定ではないが、資料にある3点を考えている。1点目は、体育の時間を毎朝15分設定し、体を動かすことで生活リズムを取り戻すこと、2点目は、自分のペースで学習に取り組むことができるように、1コマを60分として、合間に休憩を入れながら学習できるようにすること、3点目は、時間割を午前2コマ、午後2コマを基本に設定することである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。日課表のイメージである。日課の最後に学び直しという時間を設定している。毎日30分間、不登校の間に学習することができていなかった部分について、ここで学び直しを行うということを考えている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。習志野市学びの多様化学校の開室に向けた今後の流れについてである。表の1番右が県及び文部科学省とのやり取りとなっている。現在は実施計画書を提出し、文部科学省の指示のもと修正作業を続けている。このやり取りの後に、令和7年2月に文部科学省から設置の認可を受けることを想定し、表の左から2番目の教育委員会事務局の11月の欄に記載があるとおり、11月17日に保護者を対象とした、学びの多様化学校の説明会を実施する予定である。この説明会に参加していただいた後に、学びの多様化学校に入室の希望がある児童と保護者を対象に、個別相談の受け付けを行い、入室者の決定をしていきたいと考えている。その後、様々な施設等を整備していき、令和7年4月に学びの多様化学校を開室する予定である。

資料4ページ目を御覧いただきたい。保護者説明会の案内である。これは全ての家庭に「tetoru」で配信している。

A3版資料の校舎配置図を御覧いただきたい。文部科学省の認可を受けることが前提だが、第三中学校校舎の黄色に着色している一部の部屋を使い、学びの多様化学校を設置していきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

資料1ページ目の3、対象となる児童の4点について、1、2点目は理解できるが、3点目の現在フレンドあいあいなどで学んでいて、学習意欲の高まりがみられること、なおかつ、4点目の毎回、保護者が送迎できることという条件は、ハードルが高いと感じる。この条件を満たす児童数はどの程度を想定しているのか、と質問

利根川指導課長

11月17日の説明会の申し込みが始まっているので、想定される児童数については、この説明会の参加人数を確認した中で見極めていく、と回答

古本委員

今現在、説明会への参加を希望している方はどれ程いるのか、と質問

利根川指導課長

二次元コードから「Forms」を使って申し込んでいただく形をとっている。昨日、各家庭に配信したところなので、確認し、後程お答えする、と回答

古本委員

配信された案内を見ただけでは、自分の子どもが入室できるのか、保護者はわからないと思うが、フレンドあいあいなどの利用者に、説明会の案内があるので、確認してほしいという直接的な働きかけはしているのか、または一斉に配信されるだけなのか、と質問

利根川指導課長

現状としては各家庭に一斉に配信しただけである。今後は、フレンドあいあいなどの利用者に対して、パンフレットを活用し、新しい学びの場があることを周知することについて検討していく、と回答

古本委員

検討するのではなく、周知をしなければならないのではないかと。また、興味がある方は来てくださいという受け身のスタンスに感じる。共働きの方が多く、子どものために送迎をしてあげたくてもできない方もいるので、バスを運行することなども考えた方がいいと思う。積極的に新しい学びの場に来ていただけるように、誘ってあげてほしいと思うがいかがか、と質問

利根川指導課長

フレンドあいあいだけでなく、各学校の教育支援センターに通っている児童にも声をかけられるように、今後、学校に周知し、紹介していただけるように働きかけていきたいと考えている。また、先程から御指摘をいただいている通学の仕方についても、指導課において検討している。全ての児童が保護者に送迎されることは難しいと考えているため、自力で通学できる場合や保護者の補助が必要な場合など、一定の基準を設けていきたい、と回答

古本委員

すばらしいことなので、なるべく多くの方に、入室を検討できる機会を与えるようにしていただきたい、と要望

高橋委員

古本委員と同じく3、対象となる児童について確認だが、(1)から(4)まで、全ての条件を満たした児童だけが対象になるという理解でいいのか、と質問

利根川指導課長

全てを満たすことが条件になるとは捉えておらず、この4点のような状況の児童が対象になると捉えている。そのため、各学校の教育支援センターには通っていないが、市内在住で入室を強く希望している児童と保護者については、個別相談を行い、その中で、見極めていく、と回答

高橋委員

外に向けた文書としてはおかしいのではないかと。入室の必須条件と望ましい条件を分けて書く必要があるが、これを読むと、(1)から(4)全てを満たす必要があると思ってしまう。また、(3)を見ると、市教育支援センターに通っていない方は入室できないと思ってしまうのではないかと。繰り返しになるが、必須条件と望ましい条件をしっかりと書き分けるべきだと思うが、いかがかと質問

利根川指導課長

御指摘いただいた点については、11月17日の説明会でも、同じ質問が出てくるのが想定されるので、その部分について説明を加える。また、学校にも同様の説明を行い、保護者の方たちへ伝わるようにしていく。併せて、心配点や不明点があれば教育委員会に連絡していただくように周知していく、と回答

高橋委員

その対応は良いと思うが、この文章を見て入室を考える方が必ずいると思う。先程から申し上げているが、必須条件と望ましい条件をはっきりと区分けして記載した方が良いと思うが、いかがかと質問

利根川指導課長

今後、指導課の方で検討していきたい、と回答

小熊教育長

貴重な御意見をいただいたので、そのことも踏まえて、再度検討していきたいと思う、と発言

馬場委員

4、想定する児童数について、最大で25名程度と書いてあるが、昨今の状況から考えると、不登校の児童数は増加していくことが想像できる。このことから、今後、この定数を超えてしまうのではないかと。また定数を超えた場合は、どのように対応するのか。教室を増やすことはハード面的に可能なのか、また、先生の数を増やすということなどについてはどのように考えているのか、と質問

利根川指導課長

指導課としては、学びの多様化学校に入室希望のある児童を、なるべく受け入れていきたいと考えている。そのため、現在、最大25名程度を想定しているが、先生の数や教室のスペースなどを最大限に利用して受け入れ可能な人数を見極め、なるべく受け入れる方向で進めていく、と回答

馬場委員

人数制限で入室できない状況にはならないようにしていただきたいと要望する。また、この学びの多様化学校は小学生が対象とのことだが、進路は袖ヶ浦西小学校の進学先である第三中学校となるのか、または地元の中学校となるのか、と質問

寺嶋学務課長

まずは、学びの多様化学校を開室することが重要であるため、正式には決定していないが、現状は、中学生を対象とした学びの多様化学校を設置できていないので、まずは地元の中学校の教育支援センターに通っていただくことを考えている。一方で、当然ニーズの高まりも考えられる

ので、今後の動静を見極めながら研究していく、と回答

馬場委員

中学生を対象とした、学びの多様化学校の設置も目指していくということか、と質問

利根川指導課長

現在は4月に小学生を対象とした学びの多様化学校の開室を目指して取り組んでいきたいと考えているが、長期的なビジョンとしては、中学生を対象とした学びの多様化学校の設置の検討も必要になると考えている、と回答

馬場委員

フレンドあいの利用状況を見ると、中学生もかなりの人数が利用している状況なので、特別なカリキュラムが編成された中学生が対象の学びの多様化学校の設置というのは、当然望まれていくと思う。ぜひ、前向きに検討していただきたい、と要望

古本委員

応募人数が多ければニーズがあるとわかるし、あまり応募がなかった場合は、なぜ応募が少なかったのかを考えるべきだと思うので、応募人数が分かったら教えていただきたい、と要望

小熊教育長

先程保留となっていた質疑について回答は可能か、と発言

利根川指導課長

古本委員からの、説明会への参加を希望している人数についての御質問にお答えする。昨日、各家庭へ案内を配信したところ、現在8人から申し込みをいただいている。これが多いのか少ないのかは現時点では判断ができないが、いずれにしても、配信した翌日に8人から申し込みをいただいたところである、と回答

小熊教育長

先程、報告事項(1)において保留となっていた質疑について回答は可能か、と発言

江住総合教育センター所長

「tetoru」のインストール率については現在確認をしている。また、インストールをしていない家庭へ、しっかりと連絡を取るよう学校へ周知をしていく、と回答

小熊教育長

インストールしていない家庭への周知はどのように行っているのか、と質問

利根川指導課長

「tetoru」を利用していない家庭については、連絡が届いていない状況になっているので、各学校でその状況を把握していただき、必要に応じて、文書をお渡しいただくという対応を今後とっていききたい、と回答

小熊教育長

「tetoru」を利用していない家庭に、連絡が届いていない状況があるということを踏まえて、周知

の仕方等を丁寧にしていかなければならないと改めて確認した。一方で、今回は小学校の開室だが、中学校では、不登校の生徒だけではなく保護者とも、校長が面談をしながら対応を進めているということが多々あるので、そういった場面で説明することもできる。様々な御意見をいただいたので、こういった取り組みを、中学校だけでなく小学校も含めて行っていく、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第31号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
(学務課)

志摩学校教育部主幹

議案第31号「令和6年度末及び令和7年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。令和6年度末及び令和7年度における、習志野市立幼稚園教職員の人事異動については、資料2ページ目の新旧対照表のとおり、昨年度にお示しした方針と大きな変更点はない。併せて、例年の人事異動に加え、今年度末で藤崎幼稚園を閉園し、令和7年4月に(仮称)藤崎こども園を開園することに伴う人事異動もある。就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るため、適材・適所の人事配置を考えていきたい、と概要を説明

議案第32号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
(学務課)

議案第33号 令和6年度末及び令和7年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
(学務課)

寺嶋学務課長

議案第32号「令和6年度末及び令和7年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、及び議案第33号「令和6年度末及び令和7年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、一括して説明する。

まず、議案第32号については、県教育委員会の人事異動方針に基づき、適正かつ円滑に実施していきたいと考えている。なお、基本的に県教育委員会の方針に則ったものとなっており、昨年度と大きな変更はないが、本年度61歳の教職員の方が定年となり、退職もしくは従前の勤務実績に基づく選考により、暫定再任用職員として採用することとなる。配置については、学校及び地域の実態等を踏まえ、勤務時対応等に配慮し、計画的に進めていく。また新規採用職員の配置についても各学校で人材育成のための組織的支援が図られるよう、計画的に進めていく。

次に、議案第33号について、習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し人事異動を行っていききたいと考えている。なお、昨年度との大きな変更はない、と概要を説明

小熊教育長

教職員が足りないという現状があるが、管理職についても年齢構成を含めてそういったことがある。管理職が足りていないことについて、県教育委員会からはどのような説明があるのか。また、本市の状況についても補足して説明をしていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

令和6年度末で小学校3名、中学校3名が、令和7年度には小学校6名、中学校1名の校長先生が役職定年となる。校長先生だけでもこれだけの方が役職定年という形になる。退職については、定年延長なので、本年度は62歳まで、来年度退職される方は63歳まで定年が延長するが、ルールとしては、校長先生を1度お辞めいただく形になる。教職員、管理職不足ということと、これまでの経験を生かしていただくということから、特例任用という制度を採用しており、本年度は小学校、中学校で、それぞれ1名の方に、校長先生を担っていただいている。また、教頭先生としても1名の方に担っていただいている状況である。今後、校長先生や教頭先生が不足する事態が想定されており、現状として、船橋市から教頭先生として1名に来ていただいている状況もある。教育委員会としては、特例任用を受けていただく方の確保と、ミドルリーダーの育成、また、管理職をしっかりと育成していくという課題について取り組んでいきたいと考えている、と回答

小熊教育長

関連することだが、教員を割愛して行政職を担っていただくことが必要になってきている。ポジションのリーダーには、校長を経験した者を置いた方が、学校に対してしっかりと指導ができるという部分は、今までの流れからは致し方ない部分があると思うが、現状と今後の対応について補足して説明していただきたい、と質問

野村学校教育部次長

本市の行政職に校長経験者を登用することが難しくなっているが、基本的に校長を指導する者が、課長以上の管理職であり、教頭を指導する者が、指導主事や管理主事の仕事となっている。そういった経験を積むために、数年先を見越して配置を進めているが、40代前半から50代前半の年齢層が非常に少ないことから、苦慮しているところである。令和6年度は市行政の管理職に校長の経験者が3名いるが、今後もそういった職を担える人材を育成し、増やしていけるよう努めていきたいと思っている。なお、教員全体の年齢が下がっているということもあるので、より一層、様々な指導を進めていく必要があると考えている、と回答

小熊教育長

校長と教頭を指導する者について説明があったが、学校現場から見ると、そういったイメージがとて強い。あえて、私から話をさせていただくが、教育委員会の職員は、主査であっても、指導主事であっても、全ての職員が校長を指導していく立場にある。野村次長から説明があったように、そういった人材をしっかりと育成していくことが我々の職務である。しかし、学校現場としては確かに、校長を経験した者からの指導は効果が高いという部分は否めない事実なので、バランスの良い人事配置をしていかなければならないと捉えている、と発言

寺嶋学務課長

先程、船橋市から教頭先生として1名に来ていただいていると回答したが、松戸市からも教頭先生として1名に来ていただいているので、訂正させていただく。習志野市では管理職に対して学校経営研修という研修を行っている。今後もリーダーを育てるということについて、校長会と協力していきたいと考えている、と発言

古本委員

少しずつ定年が延長されてはいるが、一般の企業であれば定年ではない年齢で、能力のある方が、その能力を生かせるような環境に教育委員会も変えていかなければならないと思うが、いかがか、と質問

寺嶋学務課長

経験豊富な校長先生や教頭先生方に、61歳以降も市内で活躍していただくということは、とても重要なことと捉えている。特例任用制度や暫定再任用管理職制度というものがあるが、退職される校長先生もしくは教頭先生が希望することができるルールとなっている。これは、県の選考を通過していただく必要があるが、教育委員会としても、定年が65歳に延長されていくことや、暫定再任用管理職制度も65歳までとなっていることから、活躍をしたいと思われている方に活躍していただける環境の整備に努めていきたい、と回答

古本委員

教員が働きやすい環境にすることが、教育の質を保つ必要条件だと思うので、よく検討し、改善していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号、議案第32号及び議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長から赤澤委員が退席することの発言があった。

＜ 赤澤委員 退席 ＞

協議第1号 今後の水泳授業及びプール設置の在り方について

(保健体育安全課)

荻原保健体育安全課長

協議第1号「今後の水泳授業及びプール設置の在り方について」、説明する。

スライド番号1を御覧いただきたい。文部科学省の水泳指導の手引き(三訂版)によると、水泳授業の趣旨、目的は、水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことであり、水泳は生命に関わる学習であることから、重要であると考え。一方で、学習指導要領の水泳の内容の取扱いでは、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げることと明記されている。

スライド番号2を御覧いただきたい。本市の小中学校における水泳授業は、学校の規模や実態に応じて、小学校で4から7時間、中学校で5から10時間程度の年間指導計画が作成されており、自校のプールでは6月中旬から7月中旬にかけて、民間プールでは6月から12月にかけて実施されている。この期間は梅雨の時期であり天候の制約を受けることに加え、近年の猛暑による熱中症が懸念され、令和3年度からは環境省による熱中症警戒アラートの運用が始まり、計画的な実施がさらに難しくなっている。令和5年度の本市の実施状況は、小学校90%、施設の故障により第三中学校は未実施だが、中学校6校で、88.8%であった。令和6年度は、小学校72.5%、中学校7校で、71.4%であった。中止の主な理由は、熱中症警戒アラートを含む天候不良や設備の故障等である。

スライド番号3を御覧いただきたい。全国のプールの設置率についてである。1964年の東京オリンピックを前にした、1961年にスポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建築補助金を出したことがきっかけとなり、全国的に学校のプールが普及したと言われている。この時代に設置された学校のプールはすでに50から60年という時を経ており、老朽化という大きな課題を抱えている。また、プール施設の老朽化により、施設の補修か建て替えか、水泳の授業を継続するか廃止するかについて各自治体で様々な判断をしている。文部科学省による「学校施設の集約

化・共同利用に関する取組事例集」によると学校プールの共同利用、公営・民営プール、社会体育施設の活用など、様々な工夫が紹介されている。

スライド番号4を御覧いただきたい。自校で水泳授業を実施していない近隣市の状況である。船橋市は小学校で民間委託4校、共同利用5校である。共同利用は近隣の中学校を使用している。中学校では共同利用1校、座学4校である。なお、座学の場合は実技を行っていない。今後については、学校ごとに対応していく方針とのことである。

スライド番号5を御覧いただきたい。市川市は小学校で民間委託2校である。中学校は座学4校である。中学校にはもともとプールがないので、この4校については今後も座学での対応となる。今後については、現在検討を進めているとのことである。

スライド番号6を御覧いただきたい。八千代市は小学校で民間委託9校、中学校で民間委託6校、座学1校である。今後も民間委託を増やしていく方針とのことである。

スライド番号7を御覧いただきたい。浦安市は中学校で近隣の公営プールを1校が使用した。今後については、学校のプールを使用していく方針とのことである。

スライド番号8を御覧いただきたい。千葉市は小学校で民間委託13校である。今後については、現在検討を進めているとのことである。その他として、佐倉市及び白井市の全中学校で水泳実技が未実施であった。

スライド番号9を御覧いただきたい。民間に委託した場合のメリットとデメリットについてである。メリットの1点目は、水泳の授業を気温や天候に左右されずに年間を通して計画的に実施することが可能になることである。2点目は、教員がインストラクターと一緒に行うことで教員の指導力向上及び児童の泳力向上につながることである。3点目は、プール施設の管理業務等を委託先が行うことで、教員が水泳指導に専念できることである。デメリットの1点目は、移動時間・移動時の安全管理である。2点目は、授業の時間割調整である。

スライド番号10を御覧いただきたい。本市のプール施設設置可否判断基準についてである。「習志野市第2次学校施設再生計画」の中間見直しにおいて、民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際は、設計時に民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の要否や内容を判断するとしている。

スライド番号11を御覧いただきたい。標準的なコストの比較である。表の左から、プールを設置した場合、民間に委託した場合、修繕しながら継続利用する場合の比較である。3パターンを40年間に換算し、年間コストにしたものが最下段の数字となる。これを見ると、民間委託した場合の年間コストが最も少ないことがわかる。

スライド番号12を御覧いただきたい。民間施設を利用した場合の授業時数についてである。1回に2コマの実技、移動に1コマとし、3回程度実施すれば、自校プールを利用した場合との差はなくなる。

スライド番号13を御覧いただきたい。昨年、民間施設であるCACを利用した、大久保小学校で実施したアンケートの結果である。水泳授業の民間施設利用はどのように感じたか、との質問に対して、肯定的な回答が、教職員では100%、児童では80%、保護者では88%となった。以上から、3者とも民間委託した結果について肯定的に捉えていることがわかる。

スライド番号14を御覧いただきたい。教職員へのアンケート結果である。民間施設の利用は、天気や季節に影響されない予定どおりの水泳授業の実施に効果があったと思うか、との質問については、ほぼ全てで肯定的な回答であった。また、1回あたりの授業時間は3コマが適当という意見が76%と最も多くあった。

スライド番号15を御覧いただきたい。児童へのアンケート結果である。水温や更衣室などの水泳授業の環境についての質問については、70%の児童が肯定的に捉えていることがわかる。良くなかったと答えた児童の自由意見では、「更衣室が狭い」という意見が多くあった。バスの移動で

困ったことはあったか、との質問については、ほとんどの児童がなかったと回答している。なお、困ったことがあったと答えた児童の自由意見では「バス酔い」という意見が多くあった。

スライド番号16を御覧いただきたい。保護者へのアンケート結果である。遅刻や忘れ物などがあった際の対応に不安があったか、との質問と、子どもの移動に関する不安はあったか、との質問について、それぞれ9割程度の保護者は民間施設の利用に不安はないと回答している。しかし、不安を抱えている保護者も少なからずいるので、保護者の不安感に寄り添い、丁寧に対応していく必要がある。

スライド番号17を御覧いただきたい。大久保小学校がCACを利用している様子である。

スライド番号18を御覧いただきたい。今後の水泳授業の実施方針(案)についてである。小学校は令和7年度以降、設計済を除いた新たなプールの設置はせずに民間施設を利用していく。中学校は、小学校同様に令和7年度以降は新たなプールの設置はせず、座学で水泳の事故防止に関する心得について学んでいく。ただし、自校のプール施設がある学校は、引き続き使用していくが、耐用年数や改修費を考慮し、前年度の水泳授業の実績を踏まえ、翌年のプール使用の可否を判断していく。

スライド番号19を御覧いただきたい。今後のスケジュールについてである。今後の水泳授業及びプール設置のあり方の基本方針(案)を、次回の教育委員会会議において提案させていただきたいと考えている。本日、委員の皆様から御意見をいただき、基本方針の策定を進めていきたいと考えている、と概要を説明

高橋委員

スライド番号18の中学校の方針について伺いたい。今後、水泳の授業が座学のみになるのは、最短でいつ頃なのか、また、どの中学校になる可能性が高いのか、と質問

早川教育総務課長

老朽化が進んだ施設から順次、座学で学んでいくことを考えているが、どの学校のプールが1番古いか等を確認し、後程お答えする、と回答

高橋委員

水泳の実技がなくなるということは、重大なことであると思う。第二中学校のプールはこれから建築されると認識しているが、その理解で良いか、と質問

荻原保健体育安全課長

第二中学校のプールについては、現在のプールを使用していくこととなっている、と回答

高橋委員

プールには全く手をつけないということか、と質問

荻原保健体育安全課長

そのとおりである、と回答

高橋委員

同じ習志野市の中学生で、水泳の実技の授業を受けられる子と受けられない子がいるというのは、不平等ではないか。私は体育の専門家ではないが、水泳は人として生きていく上で、明暗を分ける大事なものであると思うが、習志野市の体育の専門家は、中学校で水泳がなくなることに関して何も思わないのか、と質問

荻原保健体育安全課長

現在、保健体育安全課にて進めているところだが、各学校との意見交換はまだ行っていない状況である、と回答

高橋委員

これから議論されると思うが、学習指導要領や様々なデータを基に水泳の実技をなくす方向に、持っていこうとしているように感じる。学習指導要領を見ると、適切な水泳場の確保が困難な場合と記載されているが、要するに予算の問題なのかと思う。私は北海道の出身だが、北海道は寒いので、プール自体がない学校が多い。そのため、適切な水泳場の確保が困難であると思うが、習志野市は今まであったプールをなくして、水泳場の確保が困難としようとしているが、そういった論法はあり得るのか、と質問

荻原保健体育安全課長

中学校でも水泳の実技を行っていくことを模索しながら、いただいた御意見を踏まえて、中学校のプールのあり方について協議していきたい、と回答

古本委員

民間委託というのは非常に良い考えだと思う。コスト面から見ても、中学校でも民間委託をすれば良いのではないかと。私の育った環境ではプールがなかったので、ある時期まで泳ぐことができなかった。そういったこともあるので、学校にプールがあるということは意味があると思う。体を動かして泳ぐのと、座学で理論だけ学ぶのでは全く違うと思うので、子どもたちには泳ぐ能力を身に付けてもらいたい。溺れてしまうということを防ぎ、命を守ることができるようになってもらいたいと思うので水泳の実技は続けていただきたい。1つ確認だが、水泳の実技は学校の先生がプールに入って指導しなければいけないのか。もしくは、そこも含めて民間委託をすることは可能なのか、と質問

荻原保健体育安全課長

年齢等もあるので場合によっては、プールに入らないということもあるが、教員は監視役でもあり、また、目標評価をすることが大事である。英語でいうALTと同様に、民間委託のインストラクターとも一緒に授業を行うことが基本である、と回答

古本委員

融通を利かせていただき、生徒の安全をしっかりと確保した上で、より良い形で水泳の実技を続けていただきたい、と要望

馬場委員

水泳の事故防止に関する心得を、座学で学ぶということには反対である。水泳は体感することがとても大事だと思う。また、小学校と中学校で差を付けることも腑に落ちない。今も行われていると思うが、着衣水泳などは命の危険に遭遇した場合の対応策を学べる非常にいい授業だと思っている。それを座学のみにするということに疑問を感じる。古本委員からもあったが、私も中学校でも民間委託をすれば良いと思うので、繰り返しになるが、座学のみで学ぶという方針は修正していただきたい、と要望

荻原保健体育安全課長

いただいた御意見を参考にし、委員の意向を踏まえて策定していきたいと思う、と発言

野村学校教育部次長

民間委託について、小学校の場合は3コマ分の時間をとり、1コマを移動、2コマをプールの指導にあてることは可能だと思う。しかし、中学校の場合は時間割が全て組んである中で、特別な時期だけ、プールの授業を3コマ組むことは難しいということが1つの理由としてある。また、骨子案として、老朽化等によりプールが使用できなくなった学校については座学で学んでいくという考えである。いずれは7校全てが使用できなくなる時が来るかもしれないが、現状は、現在の施設を使用していくという段階なので、座学で学ぶことを広げていくという考えではないと御理解いただきたい、と発言

小熊教育長

この議論については、近隣市も同様に意見が割れている。教育委員会としても、現場の先生方や児童生徒、保護者からの意見を積み上げ、また、教育委員の皆様からの貴重な御意見を生かしながら、計画案を作っていきたいと思っている、と発言

早川教育総務課長

高橋委員からの、水泳の授業が座学のみになるのは、最短でいつ頃なのか、また、どの中学校になる可能性が高いのかという御質問にお答えする。現在は、いつ頃、どの中学校が使用できなくなるという判断はしていないが、老朽度合で言うと、第二中学校と第四中学校が昭和47年に設置しており、半世紀程経過しているため、いずれ使用できなくなる時期がくると考えている。一方で、第一中学校も昭和47年に設置しているが、こちらは長寿命化改修を行っているため、しばらくは使用できる状況である。先程、保健体育安全課長からあったとおり、時代の変化を踏まえて、検討していく。また、第二中学校は改修を行っていないということもあるので、学校施設を担当している教育総務課としても、本日いただいた様々な御意見を踏まえて、教育委員会として一体となって検討していきたい、と回答

高橋委員

第二中学校は、大久保小学校よりも民間のプールに近い。水泳の実技を学ぶことは大きなことなので、中学校においても民間委託にすることは良いと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号（仮称）新総合教育センター再整備基本構想(案)について（総合教育センター）

松岡学校教育部主幹

協議第2号「（仮称）新総合教育センター再整備基本構想(案)について」、説明する。

スライド番号1から3を御覧いただきたい。総合教育センターは施設開設から50年目を迎え、施設、設備の老朽化の進行などの理由により建て替えの前倒しを実施することとし、公共建築物再生計画の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき東習志野、実花地区における公共施設である東習志野図書館、実花公民館、東習志野コミュニティセンターとの複合化により、現在の総合教育センターの敷地内で早期の再整備を目指すこととし、昨年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定した。基本方針策定後、各施設利用団体の意見聴取や東習志野図書館の利用者及び地域住民のアンケート等を実施し、それらの意見等を踏まえ、関連する所管課の管理職で構成する検討委員会や係長職で構成する作業部会で協議を重ね、9月に庁内意見照会を行い、基本構想(案)を策定した。

スライド番号4を御覧いただきたい。基本構想(案)の構成としては、初めに基本構想策定の経緯とし、Ⅰ. 整備方針、Ⅱ. 総合教育センター及び周辺施設の現状、Ⅲ. 機能及び施設整備の基本的な方向性、Ⅳ. 施設利用者及び地域住民ニーズの把握、Ⅴ. 事業スケジュールの検討とした。

スライド番号5を御覧いただきたい。基本理念は、「人と人がつながる学びの情報交流基地」～教育・文化・地域を育むために～とした。施設利用者の意見聴取や地域住民等のアンケートでニーズの高かったものとしてWi-Fiの設置が挙げられる。現在の総合教育センターにおいては、インターネットに繋がる環境にないため、研修において先生方がタブレットを持参しても活用できない状況にある。新たな施設では、地域住民や教職員が平等に知識と文化にアクセスできる場を提供し、学習や自己啓発の支援を目指していく。また、ICTを活用した施設運営を行い、必要な情報へのアクセスが行える施設を目指すとともに、教育、地域の取り組み、子育て支援といった様々な施設機能を複合化した集いの空間を目指していく。

スライド番号6を御覧いただきたい。基本コンセプトは、1つめに、多目的利用、多世代交流の促進、地域コミュニティの拠点として、多様な世代が利用できる場を提供し、交流の促進を図っていく。2つめに、教育と情報化の強化を図るため、総合教育センターの研究のデジタルリソースや図書館の蔵書を活用し、総合教育センターの研究プログラムと連携して、新たな学習の場を提供する。3つめに、文化活動の支援として、地域の文化的豊かさを育む活動や、活動を支援するスペースを提供する。

スライド番号7を御覧いただきたい。複合施設の共通機能としては、まず、スライドの青色の部分だが、現在の総合教育センターは、ネットワーク環境を含めICT環境が整っておらず、学校関係者からの要望事項には、ICT教育推進拠点としてICT環境が整備された施設であるべき、研修で校務用端末を持ち込んで使用できるようにしてほしい、ICT機器の充実、オンライン研修の充実など、ICTに関する要望等も多くあった。また、地域住民アンケートでは、新たな施設にどのようなサービス(機能)を望むのかという問いに対し、Wi-Fiを望む回答が1番多くあったことなどから、施設全体の共通項としてICT環境を充実させたいという意識がICTを活用し、学校教育、生涯学習、地域活動のさらなる充実を図ることとした。次に、スライドの黄色の部分だが、一般的に新しい施設となると、これまで以上に人が集い、特に若い世代の方の利用が多くなると言われている。この度の施設もそういった観点から幅広く世代を超えて利用する施設となることを目指していく。次に、スライドの緑色の部分だが、現在、各施設では、授乳室がない、エレベーターがない、多機能トイレがないなどの施設もあり、多様な方々が利用できる環境ではない状況である。新たな施設では、全ての人が利用しやすい施設を目指すこととする。次に、スライドのピンク色の部分だが、市の公共建築物再生計画の基本的な考え方にもある総量圧縮という観点から、総合教育センターの研修室は、公民館、コミュニティセンター利用者と共用し、合理的な運用を行う。次に、スライドの赤色の部分だが、地域住民からの意見にもあったことから、有事の際に避難所や防災拠点として活用できるように検討する。次に、スライドの水色の部分だが、施設利用者の利便性向上を図るため、通勤、通学途中でも、利用しやすい開館時間や開館方法を検討する。次に、スライドの茶色の部分だが、現在の総合教育センターには第四中学校や東習志野小学校が隣接しているので、これらの学校と連携する施設を検討する。

スライド番号8を御覧いただきたい。複合施設の施設整備についてだが、現在の既存の各施設の機能、設備は維持することを前提としつつ、各施設利用団体や地域住民等からの意見、要望等を踏まえ、複合施設には、新たな機能等の整備を行うこととする。先程も申し上げたとおり、誰もが利用しやすくするためのバリアフリー化や教育相談関係利用者に配慮し、一般利用者との動線を異なるものとする、地域住民が気軽に使える休憩スペースや飲食スペース機能等を持たせること、子育て世代へ配慮し、授乳スペースやおむつ替えスペースを設けること、隣接する学校の安全を配慮するための防犯カメラを設置すること、総合教育センターは、本市教育のICT推進拠点

であることや地域住民等からの要望が多かったWi-Fi環境を充実させること、総合教育センター発信のオンライン研修を充実させるためのメディアルームを整備すること、昼間は子育て世代が気軽に使え、夕方からは高校生などの若者が学習やワーキングスペースとして利用できる、こども・若者スペースの設置を検討することなどが挙げられる。また、現在の総合教育センターの敷地はゆとりがあることから、屋外スペースを有効活用できるようにし、地域住民等もイベントとして利用できる形態等を検討する。

スライド番号9を御覧いただきたい。現在の各施設の機能、設備のさらなる充実としては、総合教育センターの研修室に大型モニターを設置するなど、ICT環境を充実させ、集団研修、グループワーク、プレゼンテーションなど、研修用途に沿ったレイアウト変更を可能とする、椅子や机などを配備することとする。公民館、コミュニティセンターにおいては、集会室・講義室を少人数から150人程度が収容できるように、可動式の仕切りによって面積を変えるなど、柔軟に対応できるようにする。また、音楽サークルなどの利用も踏まえ、一定の防音性を持たせることも検討する。教育相談関係諸室については、年々増加する教育相談に対応するため、現在2部屋ある相談室を3部屋に増やし、同数のプレイルームを整備する。また、相談者のプライバシーを守るための防音設備と落ち着いた控室を整備していく。

スライド番号10を御覧いただきたい。図書館においては、蔵書数の拡大や閲覧席の増設を検討し、閲覧室の充実を図るほか、パソコン等も利用できる独立した学習スペースを設けることとする。また、現在、総合教育センターにある教科書センターは、新たな図書館内に設置し、一般市民にも関心を持っていただけるようにする。現在の東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターの駐車場は、駐車台数が少ない状況だが、複合施設では必要とする駐車台数を確保する。駐輪場については、高校生などの若者も利用することを踏まえ、自転車用とバイク用に分けた駐輪スペースを設けることとする。なお、基本方針においては、新たな施設の総延床面積の目安として、3,200㎡としていたが、これらの新たな施設整備やさらなる施設の充実を踏まえ、今後、総延床面積については、再検討する。

スライド番号11を御覧いただきたい。現在の実花公民館跡の施設だが、歴史資料の専用展示室等としての活用を検討していく。リノベーションについては、実花小学校の長寿命化改修工事に併せた実施を想定しており、別途、構想を策定予定だが、歴史資料に関する講座や団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していく。

スライド番号12を御覧いただきたい。今後のスケジュールについてだが、本日、基本構想(案)について協議していただき、いただいた御意見等を踏まえて、基本構想(案)について広く市民からの意見を募るため、12月1日から27日までパブリックコメントを実施する。その後、11月11日の市長部局の庁議を経て、11月19日の市議会の重要事項説明にて周知する。パブリックコメントの実施後だが、パブリックコメントの結果報告及び基本構想の最終案について、2月の教育委員会会議、3月17日の臨時庁議を経て、今年度内に基本構想が策定となる。なお、令和7年度以降のスケジュールについてだが、令和12年4月の開設に向けて、基本計画策定、基本設計、実施設計等を実施していきたいと考えている、と概要を説明

馬場委員

自分が住んでいる地域なので、非常に関心と期待がある。特に図書館に関しては、以前にあった図書館の議題のときにも申し上げたが、蔵書数が少ないということや施設が狭いということから、利用者数が伸びないという現状があるので、それが広がって明るい図書館に生まれ変わることを想像すると、とても期待感がある。実花公民館や東習志野コミュニティセンターの利用者の意見が、基本構想(案)の冊子の後ろの方に載っており、全て目を通していただいた。利用者や団体によって意見が様々なので、基本構想に全てを盛り込むことは難しいと思うが、利用者に不便がない

ような施設を望みたいと思う。私の子どもが小さい頃から、地域の中に児童館がほしいという話があった。こども・若者スペースは、児童館のような意味合いの場所と捉えているが、放課後の子どもたちの居場所の選択肢が1つ増えるという意味では、とても喜ばしいと思う。また、意見の中にもあったが、利用者が増えることで、車の往来が増えることが地域住民への影響としてあるのではないか。文教通りは狭くて退避スペースに車が避けないと、相互通行ができない状況である。施設の反対側の道路からは車で施設に入れないようになっているので、文教通りを通行しなければならない状況だが、その道路の拡幅について、利用者からの意見が多く載っていた。また、こども園の子どもや送り迎えの保護者、小学生、中学生もいるため、時間帯によっては人の往来がとても多く、歩道の中ですれ違うことができずに、車道に出てしまうという現状もある。通学路の安全確保の観点からも、拡幅を検討する必要があると思っている。説明では今後の検討課題ということだが、拡幅するという方向で検討されているのか、と質問

松岡学校教育部主幹

馬場委員の御指摘のとおり、文教通りは非常に車道が狭く、車の往来が難しいという状況がある。一方で車道を拡幅することで、車のスピードが出て、安全性が損なわれるということが危惧される。どのようにすべきか、道路の担当課とも協議をしているが、具体的な案はまだ出ていない。また、歩道については、私も駅から歩いて通勤しているが、小中学生や通勤の方とすれ違うときに、歩道の狭さを感じているので、歩道の拡幅やフェンスを設置するなどの安全対策を検討していく必要があると考えている。詳細については引き続き、道路の担当課と協議していきたい、と回答

馬場委員

文教通りの状況については地域住民からしても改善してほしいと思っている。一方通行にすれば良いのではないかと話も出ているので、そういったことも踏まえて検討をしていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

＜議案第29号、議案第30号及び議案第34号については非公開。

ただし、議案第29号、議案第30号については令和6年11月26日をもって

市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第29号 令和6年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第29号「令和6年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。この度の補正予算の申し入れの内容としては、給食センターと単独校給食に係る賄材料費の増額の補正である。事業概要を御覧いただきたい。近年の物価高騰による食材価格の上昇に対しては、栄養教諭、栄養士の献立の工夫等により、これまで、適切な栄養摂取のできるおいしい給食を提供してきたところである。しかし、物価高騰が長引いており、本年10月から、さらに米の価格が大幅に上昇し、これ以上の献立の工夫による、給食の栄養量の維持が困難となったことから、賄材料費の増額補正を申し入れるものである。事業費としては、令和6年10月から令和7年3月までの増加分として、合計で6千906万6千円である。補足すると、この賄材料費については、保護者負担という形にしているが、この度の増額の補正

に関しては、保護者負担の軽減という観点から、市費で負担しようというものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第30号 習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学務課)

奥山学校教育部主幹

議案第30号「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。本議案は、習志野市立藤崎幼稚園及び大久保東幼稚園を「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」から除く条例改正を行うことについて、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。藤崎幼稚園は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、保育所機能及び在宅の子育て家庭も利用できるこどもセンター機能を追加し、地域の子育ち・子育ての拠点として、藤崎小学校のプール跡地に整備する藤崎こども園に再編する。令和7年度の定員は、短時間児が3歳から5歳で80名、長時間児が、0歳から5歳で142名の合計222名を予定している。現在、藤崎幼稚園に在籍している4歳児7名については、次年度は藤崎こども園の5歳児クラスに入園することとなる。また、藤崎こども園設置に伴い、市長部局の所管する「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例」については、藤崎こども園を追加する条例の一部改正を行う。次に、大久保東幼稚園については、園児数減少に伴い、大久保こども園と統合する。第3期計画では、市立幼稚園について、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれた場合、同一中学校区のこども園との統合を検討することとしている。大久保東幼稚園は、令和3年度にこの条件に該当したことから、保護者との協議を行い、また、教育委員会会議でも協議をさせていただき、令和6年度末をもって統合との方針を決定したものである。なお、現在園児数は、4歳児、5歳児ともに0人となっている。この条例改正については、本年11月26日から開会する、習志野市議会第4回定例会に議案として提出する。施行日については、「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」とともに、令和7年4月1日とする、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第34号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

議案第34号「スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された。

その他

その他は終了した。

小熊教育長

令和6年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言